

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 3 日（金）第 384 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|------------|---|
| ○くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止の解除（2件） | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （大島支庁取扱い） | 2 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 2 |

告 示

鹿児島県告示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和5年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-4に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和5年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
21.4トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.2トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	7.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	4.0トン

鹿児島県告示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
15.1トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	7.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	6.8トン

大島支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年2月3日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定福祉サービス事業所あしたのえがお	奄美市名瀬安勝町1-31	株式会社ふるサポート奄美	奄美市名瀬長浜町14-2コーポ松元1-A	園田 明	令和5年1月1日	就労継続支援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市吾平町麓字寒水口2835番2、2836番2及び2837番地先里道の一部、字鎌田2960番1、2960番2の一部、2960番3の一部、2960番4の一部、2961番2、2961番3、2962番2、2962番3、2962番4、2996番1、2996番2、2999番1、2999番2、2999番3、3000番1、3002番2の一部及び2961番2地先水路の一部並びに吾平町上名字八反田7692番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市長 中西茂